

令和3年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第9日（令和3年12月14日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係主幹 | 佐野 舞 君 | 主幹 | 岡崎 仁斗 君 |
| 主事 | 羽代 悠哉 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                  |         |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 市長             | 泥谷 光信 君 | 副市長              | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井 大城 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 西原 貴樹 君 |

|                      |         |                        |         |
|----------------------|---------|------------------------|---------|
| 企画財政課長               | 横山 英幸 君 | 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 |
| 危機管理課長               | 倉松 克臣 君 | 消 防 長                  | 味元 博文 君 |
| 福祉事務所長               | 井上 美樹 君 | 市 民 課 長                | 岡田 旭生 君 |
| 観光商工課長               | 二宮 眞弓 君 | 国立公園＊<br>ジオパーク推進課長     | 酒井 満 君  |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 | 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 |
| 生涯学習課長               | 田村 五鈴 君 |                        |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会12月会議、第9日目の会議を開きます。
昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 皆さん、おはようございます。会派、市民のこえの前田晃です。

早速ですけれども、通告に従いまして、4点の質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、人権行政に関わる質問であります。

まず、フィールドワークについて、市長にお尋ねをしたいと思います。

9月会議ではネット上の地名リスト、旧同和地区の公開ですけれども、この情報が悪用につながるすれば、市が行うフィールドワークも情報の公開となり悪用につながるのではないかと尋ねましたところ、市長は、ネット公開とフィールドワークとは根本的に違うと、目的が差別をなくそうとするものか、それとも差別を肯定・助長するものか、そこで判断すべきだと答弁しまして、フィールドワークの情報公開と悪用には全く触れませんでした。

そこで再度、同じ内容でお尋ねをいたします。市が行うフィールドワークも情報の公開となって悪用につながるというふうには考えられないのでしょうか、簡潔にお願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） フィールドワークにつきましては、部落地名一覧のネット公開のように、情報を悪用し、差別を助長することなどを目的とするものではありません。

フィールドワークは、現地学習を通じ、近年差別が見えなくなったと言われる中、依然として存在する差別の実態に気づき、同和問題解決への実践へとつなげるため、部落差別について正しく理解し、みんなで解決に向け取り組み、人権が尊重される社会づくりを目指すものであります。

フィールドワークの参加者は、学習目的で現地を訪れますので、ここで知り得た情報が悪用されるといったことは考えられません。

学習の中で、同和地区の歴史や実態に触れることとなりますが、参加者が正しい認識に至るまで丁寧にしっかりと伝え地域や情報としての学習ではなく正しく理解し解決に向けた実践や行動ができるよう啓発の充実に努めておりますので、ここでの学習が悪用につながるとは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長のおっしゃることは私よく分かるんですけども、簡潔に言って、このフィールドワークは目的が正しいので情報の公開にならないという認識なのか、情報の公開にはなるんだけど悪用はされないんだと、さっきどうも悪用はされないというような言い方されたんですけども、どういう認識でそういうふうにおっしゃってるんですか、その点ちょっとお尋ねしたい。

前回の答弁とほとんど変わらないんですよ。となると、また3月会議で聞かないといけなくなりますので、ちょっと今のところもう一回確認をしてください。どういう認識ですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど答弁したとおりであります。このフィールドワークというのは先ほども申しましたように、参加者が正しい認識に至るまで丁寧にやはり学習を深めていておりますので、この正しく理解し解決に向けた実践的な行動ができるよう啓発の充実に努めておるところでありますので、重ねて申し上げますがここでの学習は悪用につながるとは考えておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） フィールドワークというのは地域をめぐる取組になるわけですから、明らかにこれは情報の公開になりますよね。その情報というのは、市の目的とか意図とは関係なく、誰もが自由に利用できますので、参加者はもちろんですけども、参加者は大丈夫だというふうにお話ありましたけれども、目的が正しければ悪用されないと考えるのは私は単なる

思い込みではないかというふうに思います。

情報の公開という点では、市が行うこのフィールドワークもネット上の地名リストも何ら違いはないと思いますので、その情報の悪用につながるという可能性は否定できないというふうに思います。だとすれば、この情報が悪用されかねないフィールドワークは見直すべきだというふうに思うんですけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほどから申し上げたとおりフィールドワークでは、参加者の一人一人が実際に地域に入り、地域の地区の実態を知り、差別の現実を学び、差別の現存を体験することになります。

ここで参加者は、今も残る差別の実態に触れ、その解決のために自分たちが何をしなければならぬのか気づくなどの効果が期待できると思います。

毎年、新入・転入教職員の地域学習の場としても位置づけされており、また行政職員や民間事業所等の学習の場となっているところであります。

フィールドワークは、部落差別の解消に向けた学習機会の一つであり、差別意識が依然と存在する状況の中では、今後とも継続して実施すべきと判断しております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） フィールドワークの参加者だけでなく、その第三者にも公開することになるんだということだと私は思うんですよ。参加者の皆さんは、その学習したことを生かしていくということになろうかと思えますけれども、市長の言われることは私分からないでもないんですが、その公開することが、当事者だけじゃなくて第三者への公開にもなってるんだよというところをしっかりと認識をしてもらいたいと思います。

目的がどうあろうと、そういう悪用につながる可能性があるなら、基本的には私は公開すべきでないというふうに思っています。とりわけ、行政機関においては、同和地区は既に存在しないと線引きをもうなくしてるわけですから、公益上の特別な理由がない限り、これもう思いつきません、私。転入教職員とか、市の職員の研修にこれを使うというのはそれほど特別な理由になるのかどうか、例えば大学の研究で部落史の研究で現地に入るとか、そんなことはちょっとこれはあり得るかなというふうに思いますが、公益上の特別な理由がない限り、行政機関は公開につながる行為は、私は厳に慎むべきだというふうに思います。

この話題になりましたネット上の地名リストについて、この是非が問われている裁判で、東京地裁は地名リストの掲載は出身者のプライバシーの侵害に当たるというふうにして、被告に、

これ出版社のほうですね、サイトの削除と賠償金の支払いを命じる判決を9月議会の後に出しました。私、人権擁護から当然の判決だというふうに思います。

そこで市長にお尋ねをしたいんですけれども、旧同和地区の住民の方から、フィールドワークはやめてほしいという声があるわけですが、そのような中で、このフィールドワークを続けることは住民のプライバシーを侵害すること、これは人権侵害にはならないのでしょうか。目的が正しければ許されるというような身勝手な理屈は私は通らないというふうに思いますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） プライバシー侵害というのは、プライバシー、その情報を他人にみだりに公開されない権利、この権利をプライバシー権。これを侵害する行為のことでありまして、フィールドワークを実施することで新たな差別が発生することをおそれ、住民の中からフィールドワークをやめるべきとの声があるとの御指摘ではありますが、こういった声があることと、今も残る差別の現実ではないでしょうか。

フィールドワークでは、こうした現実があることをしっかりと見据え、正しい知識を身につけ、差別を許さない心を持ち、それを態度で示すことで差別を受けている人が安心して生活ができる環境にもつながると考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 誰だって自分の生活圏に知らない人がどかどか入ってきて調査をするとかいうようなことはこれは気になると思いますよ。そういう意識は差別が残ってるという理由には私はならないと思うんですけれども、旧同和地区であろうがなかろうが、生活圏によその人が入ってきてどうこうというのは、これは私平穏な生活を保ちたいというのは当然の心理、感情だというふうに思います。

もう随分前からこの地区内外の混住、もうその概念もおかしいんですけれども、混住と社会的な交流が進んできまして、同和にこだわらない人が増えています。それから、フィールドワークについての住民の考え方も今大きく変化して、見直しを求めるという声も上がっています。地名リストと同じく、この市が行うフィールドワークも住民のプライバシーの侵害になりかねない、特に行政は政治権力ですから、個人対個人の侵害とは違うんですよ。人権の問題というのは、政治権力と個人との関係のそこが基本になるわけですから、行政がその政治権力に当たり、個人の、市民の人権を侵害する可能性があるというのを私十分認識をする必要があると思

います。人権侵害につながる可能性のあるこのフィールドワークについて、ぜひ見直しを検討していただきたいというふうに思います。

じゃあ、次、2つ目行きます。

昨日、弘田議員も取り上げました、改定案の人権を尊重する社会づくり行動計画2021について市長にお尋ねします。

この行動計画ですけれども、本市の今後の人権教育や啓発の基本方針となるものですから、その内容につきましてはしっかりと検証し、検討すべきだということをまず申し上げておきたいと思います。

改定前の、9年前ですけれども、2012、9年前のこれ行動計画ですけれども、これと比べてみますと改訂版というのは人権課題が7から11に増えていまして、その説明や取組でページが倍増して非常に充実した中身になっています。これ、執行部の皆さんも読まれましたよね。で、どんな感想を持たれましたか。私、この計画全体に目を通してみましたが、その内容に、とりわけこの同和問題の内容に極めて強い違和感と疑問を持ちました。

それは何かと言いますと、まず1つは、数ある人権課題11に増えてますけれども、この同和問題についての逆行といいますか昔返りと偏重が非常に際立ってます。それから2つ目、それに関わりますけれども、部落問題が解決に向けて今大きく前進している現実を全く見ていないです。全く見ていない。それから、3つ目、相変わらずこの人権問題を市民の差別意識の問題にしてしまっています。

これらのことについては、3月会議でも指摘をさせていただいた。私、本市の人権行政の問題点だと思っていますけれども、この2021の計画の同和問題では、これを一段と誤った方向に進める内容になっているというふうに私思います。これでは人権についての正しい理解や教育や啓発も望めませんし、部落問題の解決はもちろん、人権全般の解決にもつながることにはならないだろうと私は思います。

その同和の逆行、偏重に関わる部分について言いますと、行動計画2021の同和問題の7ページから9ページに3ページありますけれども、まるで同和の特別対策が行われていた20年から50年前に逆戻りしたような印象を持ちました。この同和問題、7ページ、見出しの部分ですけれども、行動計画2012にはなかった部落差別の問題という文言が同和問題の横にくっつけられて、新たに付け加えられています。また、今後の取組と、具体的な取組の項では、人権を尊重する教育の推進という一番大きな文言があったんですが、これを全く消して、同和問題を正しく理解する教育の推進というふうに変えられています。市長そうですね。読まれてるでしょう、これ書き換えてるんですよ。

今回の改定では、この人権という文言を意図的に同和や部落差別に置き換えているというこ

とが見て取れるんです。なぜ2012で使われていた人権という文言を同和や部落差別に書き換えて、置き換えているのか。その理由、根拠を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 行動計画2021では、「第2章 様々な人権課題への取り組み」の中で、課題別の表記を、前田議員が御指摘のとおり、前回「1.同和問題」から、新しく「1.同和問題（部落差別の問題）」へと変更。

また、「取り組みの方向性について」の項目を、前回「人権を尊重する教育の推進」から、新しくは、「同和問題を正しく理解する教育の推進」へと変更しております。

このことは、現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないとの認識をもって部落差別解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別解消推進法の制定の趣旨や、情報化の進展に伴い、誰でもがインターネットを通じ差別的な情報に触れることが容易となり、インターネットを悪用した新たな人権課題が生じるなど、部落差別の状況に変化が生じていること、また差別意識の存在や、市民意識調査の結果等の今の社会情勢や土佐清水市の実態などを踏まえると、同和問題は今も深刻な社会問題であります。同和問題・部落差別について正しく理解し、その解決に向け、教育及び啓発活動の充実などに取り組むことは、今後も継続する必要があります。

そのため、行動計画では、人権課題の中の一つとして掲げておりますが、指摘の部分は人権課題別の一つとして同和問題についての取組を記載するところでありますので、今回のように改正したところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私、現状に則してないと思うんですけれども、これは認識の違いということで済まされてもちょっと困るんですけれども。

この文言の置き換え、人権を同和・部落差別と置き換えていることについては、これまで一般対策として拡充されて積み上げてきた、学校でいえば学校現場ですよね、人権教育とか啓発の取組、そういった歴史を特別対策時代の昔の同和教育や啓発へと大きく後退させるものなんですよ。

なぜこうなるかといえば、今市長の答弁ありましたけれども、この計画が部落問題が解決に向けて大きく前進している現実を全く見ていない、現実はそのなのに見ようとしていない、だからだと思います。例えば直近の本市の市民意識調査、先ほど市長もまだ残っているというように言い方しましたけれども、そういう認識なんですよね。あれ私読みましたけれども、市民

の人権意識の高まりとそれから同和にこだわらない市民が今圧倒的多数になってますよ。その現状をしっかりと見ないといけないと思います、市民調査の。

それにもかかわらず、この2021読みますと、さっき市長も言いましたけれども、同和地区や同和地区の人々に対する認識の低さや偏見などの差別意識が依然として残っている、根深い差別意識が存在している調査結果だというふうな一方的で恣意的な評価をしてるんですよ。この市民意識調査に示された前進面を客観的に評価することなく、極めて恣意的、主観的な現状認識をもとにこの行動計画2021は策定をされているということになります。

私、議員になってエビデンスという言葉を知りました、エビデンスですね。去年の秋でしたか菅首相がG o T oがコロナを拡大させるエビデンスはないといって強行して、感染が拡大しましてひんしゅくを買いましたけれども、そのエビデンスです。エビデンスというのは、証拠とか根拠とかいう意味ですけども、行政機関の政策というのは、主観的な願望や憶測ではなくて、客観的・科学的に証明された根拠、エビデンスですよ、これに基づいて策定されなければなりません。これ、ある研修会で講師が話をしてくれたことなんです。エビデンスに基づいて行政の政策は策定されなければならないというふうに教えてくれました。

本市の人権施策も、この部落問題が解消しているという客観的な事実、根拠、エビデンスに基づいて策定をされなければならないと思うわけですけども、残念ながらこの行動計画はそうってはいません。ですから、エビデンスに基づかず、恣意的に主観的にそんな現状認識のもとに策定されたこの行動計画は、本市の責任ある人権政策としては極めて私は不適切だと思います。とりわけ同和の部分は早急に全面的な見直しをすべきだというふうに思いますけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 昨日の、弘田議員の質問でもじんけん課長が答弁したとおり、この行動計画は、同和問題をはじめ様々な差別や人権侵害を解消し、全ての人が健やかで心豊かな生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、行政と市民が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場など様々な場において取り組むことを記載したものでありまして、市民一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるようにすることを基本としておるところであります。

今後ともこの計画の基本理念に基づき人権施策を推進していきたいと考えております。

なお、この行動計画2021の策定に当たっては、人権を尊重する社会づくり協議会・人権同和行政推進本部で先ほど申し上げましたとおり、法制定の背景や、部落差別に係る人権意識の存在等現状の課題を踏まえ、提案し、それぞれ十分な審議をいただき決定したものでありま

す。ですから、この計画は土佐清水市の実情に即した行動計画になっていると考えておりますので、全面的な見直しというのは考えておりません。

しかしながら、今後において人権に係る情勢の変化等があれば適時見直しを行うこととしたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 昨日の弘田議員の質問の中で、じんけん課長がもうこの計画に基づいて様々な取組を答弁していました。例えば、LGBTの取組とか多様性を認めていくという方向で大いに結構だと思うんです。ただ私が言ってるのは、この同和問題に関わる部分は、現状認識が非常に過去の現状認識になって、方針も計画も20年から50年前のものに逆戻りしてますよということを言ってるんです。だから、そこをしっかりと精査をして検討してもらいたい、特に委員会の中で話をして決めたものだという事ですけども、しかし私はこの現状認識誤っているというふうに思ってます。

私自身は、もう何回も言いますがけれども、人権の取組自体を否定しているわけじゃありません。むしろ大いに進めるべきだと私は考えています。人権課題が7つから11に増えたことについても、人権問題が深刻化してるということではなくて、人権に対する認識が広がり深まったということであって、これは歓迎すべきことだというふうに思ってます。ただ問題なのは、先にも触れましたけれども、本市の人権行政があまりにも同和偏重になっている、計画が部落問題解消の実態に基づいていない、そして人権問題を市民の意識の問題、心の問題にしてしまっていることも問題だと思います。意識や心の問題にしてしまうと、人権からどんどん離れていってしまいます。意識や心の問題というのは、もちろん人権と重なる部分もあるんですけども、主に道徳や倫理やモラルの課題だと思うんですよね。

ですから、本市の人権行政というのは、前にも言いましたけれども、まず人権を正しく理解すること、正しい人権認識というふうに市長言いましたけれども、私正しいとは思えないんですよ、市のは。現状認識が誤ってる。人権というのを正しく理解すること、すなわち憲法の定める基本的人権の内容や仕組みをしっかりと理解をする、それが大前提にならなければならないと思います。その上で人権行政の在り方を本当に根本から転換すべきだと思います。行政の仕事はまさに人権保障なので、人権についての正しい理解というのは執行部が最優先の課題として取り組む必要があるというふうに思います。

ともあれ、この行動計画2021の取組期間はこれから10年ぐらいでしょうかね。どう考えても、どう見ても同和問題の部分は現状にそぐわない、通用しない計画となっています。エビデンスと市民の声を反映させて、私は直ちに全面的な見直しに取りかかっていただくことを

強く要請しまして、次の質問に移ります。

次は農業問題に関わってです。2つ目です。

まず9月会議に続いて、下ノ加江の長野地区の農地の水害について質問をいたします。

9月会議では長野地区への越水の原因になっている固定堰を可動堰に変更することについて尋ねましたけれども、多額の地元負担があって実現はなかなか難しいということが分かりました。ではどうするか、このままですと長野地区で耕作をしている農家の皆さんは大雨のたびにこの水害に悩まされるということになります。

農家の方にお聞きしますと、洪水のときには堤防を越えて大量の土砂や木片が田畑に流れ込んで、それを撤去し元に戻すことが大変だと、労力と費用がかかるということでした。共用の用水路にたまった土砂というのは、下ノ加江自然を守る会が多目的の交付金を使って撤去してくれるそうですが、個々の農地は個人で対応するしかありません。市の補助制度、農地機能回復事業費補助金というのもあるんですけども、上限10万円で2分の1の自己負担が生じるということで、極力負担を抑えるために知り合いの業者に日当を出してお願いをしているということでした。

この長野地区の水害について土木事務所の河川管理課に尋ねましたら、堤防を高くすると、越水のところを高くすると、ほかの地域への越水を招くおそれがあると、また川幅を広げて流れをよくするとしても地権者の承諾が必要で難しいと、今せいぜいできることといえば河床のしゅんせつくらいでしょうかということでした。

農林水産課長にお尋ねをします。これらの話を総合しますと、下ノ加江川が増水したときには、長野地区の越水を防ぐという有効な手だてがなくて、結果的に長野地区は下ノ加江地域の遊水地の役割ですよね。そういうことを担うことになっているのではないかと話を聞きながら私は思ったわけですけども、この点について農林水産課長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

2級河川下ノ加江川の長野地区においては、近年では平成28年9月の台風16号と今年8月の豪雨により越水しました。天災によっては、この様な機能を果たさざるを得ない状況にあると思っております。

今回、長野地区への被害を紹介していただきましたが、下ノ加江地区でも立石や市野々、また、その他の地区でも同様のことが発生しており、皆様には御苦勞をおかけしていると認識しております。

市としましては、このような農地や農業用施設への対応策として支援制度もありますし、災害復旧事業も状況により行ってまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

災害の規模によって遊水地のようなことになってるというお話を今していただきました。総合的にいろいろ考えていかなければならない治水対策の難しさというのを私も話を聞きながら痛感をしましたけれども、この長野地区の遊水地状態というのは農家の方も十分に了解してるんですよね。ここ堤防つけるとほかのところがあふれるよというお話もされています。行政もやっぱり分かってるし、何か暗黙の了解みたいな、もう大水が出たらつかるといようなことになっているんじゃないかと思うんですけれども、しかし農家の皆さんに、そうだとでも我慢と負担を強いることになっていると、結果的に。とすれば、これは私放置できないというふうに思います。

天災・災害の規模によってどうこうじゃなくて、大体その可能性が非常に高いところですから、そこで市長にお尋ねします。西南豪雨で大きな被害を受けた益野川以西の川については、国の災害復旧工事によって治水対策が完了しています。対象にならなかった東の下ノ加江川流域、先ほど立石とか市野々とかいろいろお話ありましたけれども、度々、長野地区のような冠水による農地への被害が発生をしています。越水を防ぐ有効な方法がなくて、しかも結果的に遊水地となって他地域の水害を防ぐ役割を長野地区が担っているとすれば、その公益性と申しますか、どういう表現があるのか分かりませんが、そういった公益性を考慮して特別な支援措置を行う必要があるのではないのでしょうか。

例えば市の補助制度、先ほど言った補助制度ですね、上限10万円、2分の1自己負担、この自己負担分を市が負担することも有効な支援策になるというふうに思うんですけれども、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、農林水産課長が状況について詳しく説明をいたしました。長野地区だけが被害を受けているのであれば、その様なことも考えなければなりません。ほかの下ノ加江の地区、また、その他の地区でも同様のことが発生しておることから、その災害が発生した地域は、一律に支援を行うというのが基本であると思います。

長野地区において災害による被害があった場合は、市としても適切に対応をしてまいりたい

と思っております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 災害があった場合に、ここだけじゃないよと、一律に支援を行うものが行政としての立場だということです。そのとおりだと思います。ただ、この地域は結果的に遊水地になってるんだという状況なんですから、その特別性を見ていただいて対応できないかというお話をさせてもらったんです。

市野々のほうは今4年計画で県の補助整備工事が始まっていますよね。あそこはあそこで対応できてるんですよ。しかしできてないところもあるんです。私、土木事務所にちょっとお話聞きましたら、長野地区のようなところで越水しているところあるかというふうに聞きましたら、あと1か所あると言いました。それは、大岐から益野に抜ける林道の口のほうの下に流れてる細い川があります。牛地川という川、あそこも同じように固定堰になって越水をするということでした。ほかはそういう話なかったんです。

ただ、ここ見たら今言った立石なんかもあると思うんですけども、しかし、この長野地区はやっぱり特別だと私思うんですよ。この5年ぐらいのうちに2回越水しているわけですから。ほかありますか、こんなところ。市長、ほかありますか。この4年間で2回ほど。いいです、いいです。私ないと思いますよ。そういう特別性をやっぱり見てもらいたい、気候変動によって豪雨による水害などの増加がもう全世界的に懸念をされています。その対策が求められてるんですけども、長野地区をはじめこの水害の起きやすい地区のまず実態を調査する。特別なところはチェックをしていただきたい。自力対応を余儀なくされている農家の皆さんの声を聞いて、ぜひ支援措置を検討していただきたい。一般的な支援措置は当然必要です。けれども、その地域の調査の上で、特別性や事情を十分考慮して、何らかの対策をとることは私は構わないというふうに思います。ぜひ検討してみてください。

次の、河川のしゅんせつはちょっと時間ありませんので、もう飛ばします。すみません。

次、2つ目です。

多面的機能支払交付金に関わって質問をしていきます。

7月の17日付の毎日新聞に記事で、「村八分生んだ農村交付金」という記事が載りました。これコピーですけども、この記事の内容といいますのは、大分県のある小さな集落で農村支援をしています国の交付金制度、この場合は中山間地域等直接支払交付金のようなのですが、この運用をめぐって地区の代表者らによる構成員、会員ですね、を村八分的な対応をしたと、それが裁判になってその対応をとがめる判決が出されたという内容でした。

この交付金制度については、課題の多い農村を支援する目的で設けられたものでありまして、

集落単位に交付金が支給をされ、集落の話合いでその使い道は決められるということになっています。この毎日新聞の記者が取材した集落では、有力者が十分な話合いもせずに交付金の使い道を決めて、私物化と指摘されるような支出もあったという内容も書かれていました。

私はこの記事が何となく気になっていましたのでちょっと切り抜いておいたんですけども、それこそ1か月ほど前です、ある市民の方から、「うちの地区の多面的機能支払交付金の使われ方がおかしい」という相談がありました。これ中山間と同じような国の交付金制度ですね。この方の話では、会長が相談もなく勝手に使い道を決めていて、妻を事務員にして身内に人件費を支出したり、農機具を買って自分で使っているというような内容でした。その事実関係は私も確かめたわけじゃないので定かではありませんけれども、先に触れました毎日新聞の記事が頭によぎりまして少し心配になりました。

農林水産課長にお尋ねします。この記事にあった中山間地域等直接支払交付金も、それから相談にあった多面的機能支払交付金も本市で取り組まれているわけですけども、本市での運営状況はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。簡潔にお願いします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域での農業生産活動に必要な支援・交付金が受けられる制度で、交付対象は本市では14団体となっております。また、多面的機能支払制度は、地域の農道や水路などの共同施設の維持管理などの支援を目的としており、その対象面積などにより交付金が受けられ、交付対象は13団体となっております。

この交付金は、主に水路の泥上げやあぜの草刈りに要する経費や、これらの作業に参加した方への日当など、農業生産活動を維持させるために使うことができます。

この中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度の運営については、それぞれの団体の総会において、構成員の合意形成を図りながら事業を実施していると認識しております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。状況はよく分かりました。

この毎日新聞の記事では、交付金の使い道の決め方などの問題とともに、全国的な課題として使い道に対する自治体のチェックが不十分だと、人員配置の不足や領収書の提出を求めない制度上の不備があるというふうに指摘をされてきました。

市長にお尋ねをします。この交付金制度は、地域の自治の力に依拠して、先ほど課長の答弁

ありましたけれども、農村を守る私は優れた制度だというふうに思いますが、その一方で先ほどのような地区の運営の在り方や自治体のチェック体制の在り方、また煩雑な事務処理などがあって様々な課題も指摘をされています。この制度の課題と対策について、市長の御所見をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この2つの交付金制度につきましては、それぞれ担当職員を配置しております、交付先も合わせて27団体と多く大変ではありますが、各団体から提出された報告書、活動日誌や写真、領収書等の資料、これをチェックしながら適切に実施されているか確認していると担当課から聞いておるところであります。

また、他県においては中山間地域等直接支払制度で不適切な事例があったことから、高知県からも注意喚起がありまして、このことは各団体にも農林水産課から通知しているところではありますが、引き続き適正な執行に努めたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 本市では交付金担当、2種類ありますから2名を配置して対応していると、それから国の制度にはない領収書の提出なんかも求めているということでありました。だから運営のチェックなどはできているというようなお話であります。

ただ、しかし先に触れたような私が聞いた市民の相談、その方だけじゃなくて数人そういう声が上がっているというふうに聞いています。運営に関して疑問のそういった声が上がるということは、やっぱり何らかの問題、少なくとも意思疎通が十分にできてないということはあると思うんですね。ですから、運営についてのより丁寧な調査とそれから確認は必要ではないかなというふうに思えます。できているという現状はよく分かりますけれども、さらなる調査・確認をお願いしたい。この新聞記事にあった一部の不適切な運用の事例を理由にして適切な運営で成果を上げている地域の活動に支障が生じさせないと、そのためにもこの農林水産課の効果的なチェックを期待をしたいというふうに思っています。

実は私、この両方の制度、中山間・多面的を利用している市内のある地区の代表者から、この取組の実情を聞く機会がありました。その地区では、先ほど市長や課長もおっしゃってましたが、規約に基づいて総会で事業を決めて取組を進めていて、代表者が事業実績とそれから必要な書類、領収とかその全てまとめて市に報告しているということでありました。

この実績報告書の作成などの事務処理が大変だということ、また、この制度の交付金が高齢化と住民の減少で財政的にも苦しい地区にとっては地域の環境整備にも活用できる貴重な財源

になっているということで、この制度が農業だけではなくて大いに地域づくりに貢献している制度だということも話を聞きながら分かりました。

ただ、代表者の話では、交付金の1割程度を事務委託費としまして、なかなか複雑ですんで、土地改良事業団体連合会、これ全国の県にあるようですね。これはどうも農水省の外郭団体のようですけれども、そこへ1割程度事務の委託を抛出するというのが慣例のようになっているそうです。例えば、100万円支給されるうちの事務委託をすれば10万円がそこへいってしまうということですね。だから、残り90万円しか使えないということになるんですけれども、この代表者はそれに疑問を感じて、この土改連に委託をせず自分で事務処理をしているということでありました。

この事務の委託費の問題は市で解決できるものではありませんので、こういう問題があるよということを上げていただいたらと思うんですが、こういった地域での事務処理の支援などについてはぜひ農林水産課のほうでもできるだけ対応をしていただければということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

3つ目は国保の子供の均等割課税についての質問です。

子供の均等割課税につきましては、3年前の3月会議でも取り上げましたけれども、この問題につきましては珍しく市長と私の認識が一致をしまして、そのときには市長から、子供の均等割の軽減措置を市長会を通して国に要望しているという答弁がありました。それから3年たって、来年の4月から国の制度として未就学児の均等割が5割軽減されることとなりました。これが市長が答弁しました市長会などの取組の成果だというふうに考えられますけれども、今回の国の軽減措置について市長はどのように受け止めておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 国保税制度における均等割額につきましては、ほかの医療保険制度にはない加入者一人一人に均等にかかるものであり、被用者保険と違い、家族に子供が増えると保険税の負担が重くなる仕組みとなっております。これを受け、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において小学校入学前の未就学児の均等割保険税を現行の法定軽減である7割・5割・2割軽減に加え、軽減後の残りの5割及び軽減の適用を受けられない未就学の被保険者に対しても5割の公費負担により軽減するものとなっております。子育て世帯の税負担の軽減に大きく寄与するものと思っております。

先ほど前田議員も言いましたが、この制度が国保制度の中で法定軽減として創設されたことは、本市も含めた地方から、これまで全国知事会、市長会、町村会が国に対して要望を行ってきた成果であると考えておりまして、実現に至ったことは非常にうれしく思っているところで

す。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 今回の軽減措置については先ほど市長お話ありましたけれども、市長をはじめ市長会、知事会、それから自治体地方議会、関係団体、そして国民の皆さん等のこれまでの取組による成果であり、私も心から歓迎をしたいというふうに思います。

ところで、本市では昨年度、国保税の算定方式を所得割・均等割・平等割の3方式に変更しました。資産割がなくなった分、均等割額も加算をされまして1人5万1,000円、医療分3万1,000円、支援金分が1万円、介護分が1万円となっています。

市民課長にお尋ねします。子供の均等割額は介護分を除く1人4万1,000円になると思いますけれども、今回の5割軽減を本市に当てはめた場合、未就学児1人当たりどれぐらいの減額になるのか、法定減免なし、2割、5割、7割の世帯ごとにお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

まず、国保の均等割額につきましては1人当たり医療保険分が3万1,000円と後期高齢者支援金分1万円の合計4万1,000円が課税されることとなります。今回の新制度による5割軽減を適用しますと、2万500円になります。

現在、法定軽減が適用されております7割軽減の被保険者は、新制度では1万2,300円の均等割額から5割軽減を適用しますので端数処理後6,200円の減額になります。5割軽減の被保険者は2万500円から1万300円に、2割軽減の被保険者が3万2,800円から1万6,400円の減額となります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ありがとうございます。

法定減免後の負担額も2分の1という減額になりますので、これが本市の国保の子育て世帯にとっては大変ありがたい措置だと言えらると思います。

続けて市民課長にお尋ねします。令和4年度、来年度の税額はまだ分からないので本年度ということでお願いしますけれども、本年度の国保世帯の就学前の子供の数と、それから小1から18歳までの子供の数及び被保険者が負担する18歳までの均等割の総額幾らになるかお伺いをしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） お答えいたします。

令和3年12月1日現在の国保被保険者数と賦課情報で、来年4月1日付での未就学児は45人おります。その法定軽減後の均等割額は、医療保険分と後期高齢者支援金分の合計で110万2,900円となります。新制度では、法定軽減後及び法定軽減の適用を受けることのできなかった被保険者の軽減額が2分の1となっておりますので、端数処理後で55万円が見込まれております。また、18歳以下の対象者は、未就学児も含めて206人おります。この法定軽減後の均等割額は合計で512万900円となります。この額から未就学児の新軽減制度における額を差し引きすると456万8,000円が納税者の負担する均等割額となります。

なお、対象者数、均等割額につきましては、令和3年12月1日現在の国保被保険者情報のため、新軽減制度適用時の国保資格の喪失・取得、出生・転出ほかの異動は反映できないことを御理解ください。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ごめんなさい、もう一回確認です。この456万円というのは法定軽減は加味してないということですか。そういうことです。

○議長（永野裕夫君） 市民課長。

（市民課長 岡田旭生君自席）

○市民課長（岡田旭生君） この456万8,000円は、法定軽減を適用後に納税者が負担する額となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ここで、実は税務課長にちょっと答弁を求めることがあったんですが、今市民課長がまとめて答弁をしていただくということになりましたので、課長のほうには答弁ありませんが、申し訳ないですけども御了解いただきたいと思います。

ここからは市長にお尋ねをいたします。本市は、県下の市町村に先駆けて、市独自の措置として15歳までの医療費の無料化を平成19年これは西村市長時代ですね実施し、ついこの間平成30年には泥谷市長のときに18歳まで拡大をしました。国は、子供の医療費の助成を独自に行っている市町村に交付金の減額というペナルティーを科していますが、本市がそ

れをめぐらずに医療費無料化を18歳まで拡大し継続していることについては高く評価できるところであります。

そこで市長に提案をさせていただきたいんですが、この国保の均等割についても、子育て世帯への支援をより充実させるということで、18歳までの全額免除あるいは軽減を市独自で行うようにしてはいかがでしょうか。3年前にも同様の提案をさせていただきましたけれども、先の答弁でしたね、国待ちと。今回は国による軽減措置に加えて、さらに市の独自措置を上乗せすれば子供の均等割課税を解消できるというところまでできています。

先の市民課長の答弁で、就学前の子供、それから小1から18歳までの全額456万円あればこれが対応できるということになるようです。全国では自治体独自の均等割軽減の取組が既に進んでいまして、3年前にも紹介しましたけれども、埼玉県のみじみ野市、ここは第3子以降の子供の均等割は免除しています。また、さらに岩手県の宮古市、人口が5万か6万ぐらいですけれども、それこそ18歳以下の子供の均等割を全額免除して、その財源はふるさと納税の「市長にお任せ」分を充てているということでありました。

子育て支援をより充実させるために、18歳までの子供の均等割をこの際でするので市独自措置で免除あるいは軽減することについての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 18歳以下の均等割額を未就学児への新制度による適用額を除く全額を市が負担できないかとのことでありますが、この負担は市単独事業となりまして、費用は財源目的として一般会計から繰入れする必要がありますので、法定外繰入れとなります。

法定内繰入れとして認められているものは、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、保険基盤安定繰入金に限られております。

以前も、前田議員から県への納付金が賄えない場合には、一般会計からの繰入れはできないかとの一般質問がありましたが、法定外繰入金についての考え方として、国保の被保険者以外の方々からの税金を充当することになることから、公平公正な受益者負担の原則から考えると、国保被保険者以外の市民の皆さんからの理解を得られることは難しいと答弁いたしました。今もその考え方には変わりはありません。

本市では、国保会計とは別に将来にわたって安心して子育てができる環境整備を不可欠として、子育て世帯の負担軽減を図るため、先ほど前田議員からも説明がありましたが、18歳までの医療費を、入院・通院とも所得制限を設けず無料とした福祉医療費助成制度での支援策を講じているところであります。

今後におきましても、法定外繰入れは行わず、国保会計は独立採算で運営することがあるべ

き姿とっておりますので、被保険者及び国・県・市で適正かつ健全な財政運営を行うことが基本と考えておるところであります。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） この全額免除の場合に必要な450万円、およそ、財源につきましては、この12月補正で計上されています国保会計の財政調整基金322万円か、市長が言われる一般会計からの繰入れになると思うんですけども、国保会計の基金はやっと黒字で積み立てたばかりで、この先積み増しも見通せないことを考慮すれば、もう一般会計からの繰入れで対処するほかないというふうに思います。ただ、一般会計からの繰入れについては法定外繰入れになるということで被用者保険との関係、国からの指導とペナルティーの問題があって、市長もお話がありましたようにこれまで何回か話をしてきた中でも難しさがあるということも私も承知しています。ただ、これ免除というほかに軽減措置で対応ということもぜひ検討していただければ、それも視野に入れて検討していただければと思います。

被用者保険の皆さんの税金からここへ負担するのが不公平だというのは前々からそう言っているんですけど、この制度自体が、国保の均等割がもともと不公平だという制度ですから、それに比べれば市長の言われている理由は私は本当にささいなことだと思うんです。この宮古市のようにふるさと納税ですよ、これ被用者保険の皆さんのあれじゃありませんので、納税にはなりませんので、こういう税を使う、私基本的にはふるさと納税あんまり賛成はしてないんですけども、こういう財源があるのであればここを全額免除かあるいは軽減に使うという方法もあるんじゃないかと思うんです。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

地方自治法のいう住民福祉の増進というのは、国や都道府県、市町村、それぞれが政策を補いながら、市施策を補い合いながら重層的に保障すると、これ補完性の原理というふうに言われてますけれども、国や県の施策の足りないところを住民に最も近い市町村が補うということは当然のことだと思います。国は一般会計から国保会計への繰入れを抑制す圧力を強めていますけれども、そもそも自治体が一般会計から繰入れをするかどうか、住民福祉のために施策を行うことに対して国が禁止したり強制することはできません。地方自治の本旨に反するものです。子育て世帯の支援とそれを充実させるために、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう時間がなくなりました、福祉事務所長申し訳ありません。今日は特別障害者手当で大いに私は評価もし、お褒めしたかったんですけども時間がないなりましたので、また3月会議ではぜひこの問題を取り上げてお話もさせていただきたいと、またこの手当の支給について広く市民の皆さんに周知していただきたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。10分程度休憩をいたします。

午前11時01分 休 憩

午前11時11分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 皆さんこんにちは。新風会の細川博史でございます。

まず最初に、ジオパークについて質問いたします。

本当に、日本ジオパーク認定、誠におめでとうございます。晴れてジオパークと正式に名乗れるようになったことは大変誇らしく、認定の連絡を受けた様子は新聞やテレビで取り上げられ、それを拝見して大変うれしく思ったところでございます。コロナ禍において、生活習慣は変化し、様々な場面で自粛ムードが漂う中、久しぶりの明るい話題を届けてくれたと思っております。これまでの努力、苦労が実を結び、過去の認定見送りをしっかりと糧として準備を重ねてきたことが結果につながったのではないかと私自身思っております。土佐清水ジオパーク推進協議会をはじめ関係者の皆様、本当に御苦労さまでございました。

さて、一方では、既に審査結果に対する課題等が通知されているとお聞きしております。私もこれまでに何度も講演会や研修会に参加するなどして、積極的に学んでまいりました。もう既に、4年後の再認定を見据えて取り組んでいかなければなりません、審査をクリアするためだけのジオパークだけではなく、大事なのは地域のためになるようにしていかなければならないと私も考えております。

そこで、質問については、ジオパークのこれまでをいま一度振り返り、現状や課題を見詰め、今後、ジオパークがさらに生かされ地域の未来へつながる、そのような期待を込めて質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、国立公園*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。

過去2度の認定見送りを経験したわけでございますが、当初はジオパーク推進係から体制を構築し、現在は国立公園*ジオパーク推進課にまでなっております。事務所も竜串ビジターセンターへ移動するなど、認定に向け様々な取組を強化してきたと思っております。認定に至るまでの経過を振り返り、これまでの活動の総括を国立公園*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

国立公園*ジオパーク推進課長。

(国立公園*ジオパーク推進課長 酒井 満君 自席)

○国立公園*ジオパーク推進課長(酒井 満君) お答えします。

初日の市長の提案理由説明と重複する部分もございますが、これまでを総括いたしますと、観光事業者等の提案に端を発し、7年前の平成26年、当時の産業振興課内にジオパーク推進係を設け、民間主導によるジオパーク推進準備会が立ち上がり、地球科学の視点を活用した地域づくりのステップとして、日本ジオパークへの認定を目指した活動を始めました。

当初は、ジオパークという新たな活動の普及に努め、地域へ出向いた出前講座や広報とさしみずへの連載、専門家を招聘した講演会、屋外看板の設置など、広報や啓発を重点的に取り組みました。

準備会はその後、発展的に解散し、現在の土佐清水ジオパーク推進協議会となり、ジオパーク専門員の配置を含め事務局体制を強化してきたほか、竜串ビジターセンターの運用開始など、国をはじめ関係者との連携も進み、ジオパークの運営体制は着実に充実してきました。

竜串ビジターセンターに事務局を移転し、ジオパークの拠点に位置づけたことは非常に大きな意味があり、認定の後押しはもとより、情報発信やガイドツアーの窓口機能、学校教育への展開など、ジオパーク活動を活性化させたことは間違いございません。

44地域目の日本ジオパークに認定されましたが、過去の苦い経験を糧にして取り組んだこの7年は、日本ジオパーク全体をこれからリードできる、そのようなジオパークに構築できたと自負しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君 発言席)

○9番(細川博史君) どうもありがとうございました。

総括ということで7年間の活動がまとめられたというわけですが、いずれにいたしましても、このジオパークという活動は新しい地域づくりの取組であって、努力、苦労は絶えなかったのではないかと感じております。本当に総括ありがとうございました。

次に、土佐清水ジオパークの現状について、特に課題とその対応策について、日本ジオパーク委員会から通知された審査結果を踏まえて伺います。

審査結果については、既に文書で届いているとお聞きしております。土佐清水ジオパークの優れているところ、一方、課題など改善すべきところが示されたとお聞きしております。先週、新聞記事に出ておりましたが、改めて審査結果通知書ではどのような内容が示されたのでしょうか、国立公園*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 国立公園*ジオパーク推進課長。

(国立公園*ジオパーク推進課長 酒井 満君 自席)

○国立公園*ジオパーク推進課長(酒井 満君) お答えします。

本年10月22日付で日本ジオパーク委員会より、日本ジオパークの認定と、審議の過程において当地域に対する意見がまとめられた審査結果通知書が届きました。

内容としましては、関係者においてジオパークの理念や目的の理解が進み、活動内容が大きく前進したことが総評として述べられており、特に国立公園と連携したビジターセンターの運営、地域性豊かなガイドツアーの展開、教育現場と連携した学習プログラムづくり、自然災害碑の保全と防災学習への展開、この4点が優れていると評価されております。

一方、課題につきましては、早期改善と中長期的な改善事項に分けられ、まず、足摺岬及び竜串海岸は国際的価値を持つ地形地質遺産であると改めて評価されたものの、現場における解説内容の再検討と、その観察場所の周辺整備を指摘されております。

また、案内看板の整理によるジオパークの可視性の強化と、土佐清水ジオパークの全体像が分かる総合解説板の整備、そのほか、宝石サンゴ漁について、宝石サンゴは貴重な自然資源であると同時に伝統的漁業であることから、持続可能なサンゴ漁を進めるためにジオパークを生かすことなど、7点の課題が示されております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君 発言席)

○9番(細川博史君) 次に、今課長から説明がありましたが、日本ジオパーク委員会から様々な課題についてこれからどのように対応していきますか、国立公園*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 国立公園*ジオパーク推進課長。

(国立公園*ジオパーク推進課長 酒井 満君 自席)

○国立公園*ジオパーク推進課長(酒井 満君) お答えします。

去る11月30日に推進協議会を開催し、審査結果の内容共有を行うとともに、これからの対応方針について協議を行いました。課題など指摘事項については、それぞれの分野に応じて、推進協議会の4つの各部会を中心に、顧問やアドバイザーなどの関係者の協力をいただきながら、今年度中に改善に向けた行動計画を作成し、並行して予算計上も図りながら、来年度から計画的に実行できるよう対応してまいります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君 発言席)

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

土佐清水らしさのあるガイドツアーや教育、防災面、また国立公園と連携した竜串ビジターセンターの運営については、高い評価をされているように思いました。

一方、課題は全体で7項目に上がり、解決の行動計画を立て、今後4年間におけるクリアの状況が再認定に向けたポイントになると思っております。

そこで次の質問は、再認定の制度について国立公園*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。世界遺産や国立公園は一度登録や指定されると永久的に保持されますが、なぜジオパークには再認定審査の制度があるのでしょうか。その仕組みについて国立公園*ジオパーク推進課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 国立公園*ジオパーク推進課長。

（国立公園*ジオパーク推進課長 酒井 満君自席）

○国立公園*ジオパーク推進課長（酒井 満君） お答えします。

議員御案内のとおり、ジオパークには4年に1度の再認定審査がございます。現行制度においては、ジオパークを維持していく上で、再認定審査は永久的に受けるということになります。当地域の場合、再認定審査は令和7年度に迎えることとなりますが、仮にこれをクリアできない場合は、即、除名ということではなくて、猶予的に改善の期間が与えられ、クリアできなかった年の2年後に審査を受けます。ここでクリアできればジオパークは維持されていきますが、逆にクリアできなければこの段階で日本ジオパークの称号は剥奪されることとなります。

このような仕組みになっているのは、同じ自然保護プログラムである世界遺産や国立公園が重要な価値を持つ遺産や景観そのものを登録または指定するのに対し、ジオパークはそれらの保全と活用を両立し、持続可能な発展を实践する活動に対して認定するものであるからです。そのため4年に1度、活動のチェックのために再認定の制度が設けられており、また、審査を通して地域ひいてはジオパーク全体の質を向上をする、そのような狙いがあるかと思えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

ジオパークは景観や資源が認められるのではなくて、それらの存在は前提条件であって、保全や活用を利用する活動が認められることだと思っております。活動が評価されるわけですから、4年に1度チェックが入るということだと思っております。よく分かりました。

とはいえ、再認定のためのジオパーク活動であってはなりません。審査を通して出される課題等の改善を通して、よりよいジオパークにしていき、発展し続ける土佐清水にしていかなければ

ればなりません。

それでは、最後に泥谷市長にお伺いいたします。余韻も間もないわけですが、今後の土佐清水ジオパークの展開と、ジオパークを生かした地域づくりの展望を泥谷市長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 提案理由での説明と重なるところがございますが、あくまでも通過点として目標としていた日本ジオパーク認定への道のりというのは、決して順風なものではありませんでした。しかし、着実に経験と実績を重ねていき、関係者との連携を深め、こうした取組が、実に7年越しという悲願の達成につながりました。課長も申しましたが、この7年の地道な取組は、日本ジオパーク全体をリードできるだけの実力を備えたと、そういうふうになっているところであります。

このことは、これも協議会の皆様をはじめ、顧問の先生やアドバイザーのほか、関係者の方々、市民の皆さんも含め、これまでの御理解と御協力のたまものでもございまして、この場をお借りをいたしまして、厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

審査では、日本ジオパーク委員会の足摺岬や竜串・見残し海岸を代表とする、世界に誇る土佐清水市の貴重な景観、また、地域らしさの象徴である黒潮由来の文化や産業など、これらを守りながら、持続可能な地域づくりを実践する活動が高く評価されたことは、これからの活動への自信と同時に、認定を新たな出発点として、気持ちを切り替え、さらに発展を目指そうというモチベーションにもつながっております。

今後につきましては、まずは、日本ジオパーク委員会より御指摘のいただいた課題の解決・改善が当面の優先的な取組となりますが、再認定を決して目的化することなく、これまで培ってきた教育や防災への活用、さらには持続可能な観光の推進など、ジオパーク活動をさらに深化・浸透させ、私たちの足元にある大自然を誇りとし、科学とネットワークの力、そして地域ので、より持続可能な地域づくりを実践してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも市長ありがとうございました。

本当に、通過点ではなく、7年越しの地道な努力により、また認定を新たな出発点と捉え、再認定を目的化することなくジオパーク活動を進化・浸透させ、自然を誇りとして持続可能な地域づくりを目指し発展させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、アシズリテルメについての質問に入りたいと思います。

コロナ禍により指定管理者が撤退後、休館となっていた足摺テルメは以後2回の指定管理者の募集を行いながらも応募者がおらず、議会としても大変心配しておりましたが、今回、株式会社Dot Homesが新たな指定管理者となり、晴れて先月11月1日にオープンされました。泥谷市長をはじめ関係者の皆様方の御努力に改めて敬意を表したいと思っております。

さて、指定管理者となった株式会社Dot Homesですが、社長をはじめ経営関係者が大変若い方々が多いとお聞きしております。主にどのような分野の業務を行ってこられた会社なのですか、アシズリテルメに関わる以前から宿泊施設の経営も手がけられていたのでしょうか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

指定管理者となった株式会社Dot Homesは、主として宿泊施設の開業支援や運営の受託、マーケティング支援などを行っている会社であります。グランピング事業では自社施設として山梨県河口湖で営業しており、現在、北海道洞爺湖と山梨県山中湖、兵庫県赤穂市の3か所で開業準備を行っておられます。またオペレーター事業ではビッグデータ解析を強みとして、宿泊施設の集客・最大収益化を図るためのマーケティング支援を行っており、関東を中心に77施設との契約実績があります。グランピング施設以外での宿泊施設運営は山梨県河口湖でホステルタイプの簡易宿泊所を運営しておりますが、ホテル運営はこのアシズリテルメが初めてとなります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長どうもありがとうございました。

今課長の答弁をお聞きすると、近年、全国におきまして人気を博しているグランピング運営が得意分野であるのではないかと私自身感じました。本市の財産であります豊かで壮大な自然をそのまま満喫できるグランピングという新たな観光商品ができ、大いに期待するところであります。

今回のオープンに向けての改修費用を6月及び9月会議で補正予算として上げていましたが、工事が完了した時点で最終的に市が実施した工事費の決算額はどのくらいになっているのでしょうか。改修した主立った箇所、工事別に教えてください。あわせて、今回の事業費で全ての修繕工事が十分に実施できたと思っているのでしょうか。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

今回の修繕工事費は小修繕経費も含めて、総額で約8,500万円となっております。工事の主な箇所としましては、レストラン、ラウンジ、ロビー、売店等といった共有スペースと厨房の空調機取替え工事として2,560万円、雨漏り対策を実施した上での外観塗装などの工事として1,320万円、ボイラーやろ過機、ポンプなど温浴設備関係の取替え工事として1,420万円、老朽化による傷みや汚れのひどい箇所の内装工事として2,070万円などとなっております。

前指定管理者の運営時にも設備等につきましては老朽化による不具合もありながら何とか運転していたこともあり、前指定管理者撤退による休館から換算すると約1年半の休館期間となり、機械類等の設備が長期休止となったことから、再稼働するには先ほど申しました多くの工事が必要となっております。一定工事が完了し、営業再開するために全体的な機械設備の試運転を始める中で、さらに故障している箇所も確認されてきました。営業再開直前の運転により発覚した女子サウナの故障につきましては、利用客に御迷惑をおかけしますし、またマイナスイメージを持たれ、今後の集客や温浴再開への影響も考えられることから、今議会にて改修費を上程させていただいたところであります。

このように、今後営業していく中で、施設全体の老朽化により発覚する不調箇所は今後も想定されますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君発言席)

○9番(細川博史君) どうもありがとうございました。

先の課長答弁で市の立場で必要な改修を一定の予算をかけて実施したと言われましたが、あわせて指定管理者側としても多額の投資をして改修されたと聞いております。先ほども答弁がありましたように、老朽化の問題も大変だと思っております。指定管理者の負担としてどのような箇所の改修に投資されたのですか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

指定管理者であるDot Homesによる改修にかかった費用は約1億2,000万円とお聞きしております。

改修箇所につきましては、グランピング4棟の新設、宴会場をレストランに改装、ロビーや

売店、廊下などの共有スペースの床改装や新たな備品類の設置、客室の内装改修や全室ベッド・テーブル等備品の設置、一部の客室へのジャグジーやサウナの設置、一部客室へのユニットバス・トイレの交換、厨房機器の購入などです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうも課長ありがとうございました。

金額から1億2,000万円とかなり大幅な、また大胆な改修がなされたものだと感じるところでございます。

オープン式典では、式典参加者の方々に施設の内覧会も行われたようですので、参加された方々は既にお分かりだと思いますが、今回の大がかりな改修は指定管理者としてはどのようなコンセプトをもって行われたものなののでしょうか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

最果ての地にあるホテルで特別な体験や思いができる場所として、変わる事のない自然と、変わり行く時の移ろい「暮れ、明ける」をコンセプトに、日が暮れて、夜が明け、また日が昇るといふ、目に見えて分かりやすい当たり前の自然の移り変わりこそが最強のコンテンツと捉え、ロビー、ラウンジ、各部屋にそれぞれ多くの植物を配置し、またフロントでは岬の断崖を感じるデザインや灯台をイメージした光など、自然と建築の融合した体感的ホテルとして改修されております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今課長から答弁がありましたように、自然と建物の融合した体感的ホテルに改修されるということでございます。

先の質問でも触れましたが、グランピング施設ですが、設置場所は当初アシズリテルメの施設の屋上だと説明があったと思います。最終的には施設全体のどの箇所に設置されたのか改めてお伺いいたします。

このグランピング施設というのは7月末に黒潮町においてもコンテナ型ハウス2棟が設置されたという報道をお聞きしております。アシズリテルメのグランピング施設はどのような人々をターゲットとしているのですか、併せて観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

グランピング施設は、当初屋上への設置を予定しておりましたが、デッキなどを含めた重量や風量の影響により断念せざるを得なくなり、温浴棟1階のプール南側広場へ設置場所を変更し、現在4棟設置されております。先ほど議員がおっしゃられましたが、黒潮町はコンテナ型ですが、テルメのものはドーム型のグランピングとなっております。

このグランピング利用者のターゲットは、高知市内からでも3時間かかるホテルへの期待値として、先ほど申しました施設のコンセプトである、変わらない自然と移り行く日の動きを体感し、その付加価値を共有していただきたい、具体的にはこれまで土佐清水市への誘客に弱い部分であった若年層を中心に集客戦略を行い、いずれ家族ができたときのリピーターにつなげたいという思いがあります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） いろいろな問題があつての変更だと納得いたしました。引き続き、宿泊棟についてお伺いいたします。

今回のリニューアルのコンセプトを先ほどお聞きし、今までのイメージとはかなり変わったと想像するところでございます。新アズリテルメはどのような人たちをターゲットとされているのでしょうか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

アズリテルメの宿泊棟のターゲットもグランピング施設と同様でありまして、繰り返しになりますが、これまで土佐清水市への誘客に弱い部分であった若年層を中心に集客戦略を行い、いずれ家族ができたときのリピーターにつなげたいという思いです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

若い層を中心に、またリピーターをつなげていきたいということで納得いたしました。

それでは、オープンの準備段階では従業員の確保に苦労されているようにお聞きしたことが

あります。本市では初めてのグランピング施設の対応を含めまして、職員体制を整えるにも一定の時間が必要であったのではないかと思います。現在、何人の従業員が配置されているのでしょうか、できましたら正社員、臨時職員、時間パート等を分けて教えてください。

また、前指定管理者の突然の撤退により解雇された従業員の方々も多くいると聞いております。その後の再就職がどうなっているのか気になっております。その方々も含めまして、土佐清水市民で雇用されている方は何人いますか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

全ての部署合わせて30名の募集を行いました。現在の採用数は24名であり、そのうち前足摺テルメの職員で解雇された方も含めて土佐清水市民は19名となっております。また、正社員、パート等の内訳につきましては、24名のうち正社員が12名、残り12名はフルタイムのパート職員とお聞きしております。

ハローワークや市の無料職業紹介所での募集はもちろん、新聞折り込みや市広報、Instagram等でも広告を行い、それなりの応募はありましたが、新しいアシズリテルメの職員として実際の採用に至った人数は先ほど申し述べたとおりとなっております。

職員研修の時間も必要なことから、現在、売出し客室数としては少し抑えた形で対応をとっている状況ではあります。オープンにより細かい改善点等が明確になる中、職員も徐々に慣れてきておりますが、現在も募集は随時行っている状況です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

土佐清水市民が19名と結構雇用されているということで、ある程度安心しましたし、また現在も募集しているということで、ぜひとも土佐清水市民の採用をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、宿泊者に提供される食事、レストランで扱われる食材は地場産品にこだわるとお聞きしておりますが、市内生産者、農家や加工者など直接取引をするような事例は既にあるのでしょうか、また市内の店舗を介した取引の事例は既にあるのでしょうか、あるのであれば具体的な業種も含めて教えていただきたいと思っております。観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

食材の仕入れにつきましては、基本的には市内業者という考えはあるものの、安定的な供給や配送体制、商品数、また価格の面で市外の業者との取引も行っております。現在の契約業者約55社のうち、12社が市内業者となっております。主な業種を挙げますと、食材で言いましたら鮮魚はもちろんです、乳製品類、それから酒類などは市内業者で全部賄っているような状況です。

現在は洋食のコース料理のみとなっておりますが、今後はバリエーションを増やす計画もありますので、できるだけ市内業者、特に農家などと取引を行っていただくよう、情報共有もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番、細川博史君。

(9番 細川博史君発言席)

○9番(細川博史君) どうもありがとうございます。

市内業者12社ということではちょっと少ないかなと思いますけれども、またできるだけ市内の業者の取引を行っていただき、情報共有をぜひともお願いしたいと思っております。

続きまして、アシズリテルメが位置する足摺半島地区には、海上遊覧船や宗田節納屋体験、足摺七不思議ガイドツアー等の体験観光メニューがあります。また、土佐清水市内全域においては、SATOUMI、足摺海底館といった施設やグラスボート、竜串海域公園ダイビング等多くの観光施設や観光関連事業者があります。公の施設、アシズリテルメの立ち位置として、これら観光施設関連業者との連携を図り、土佐清水市全体を盛り上げていくことも役目ではないかと考えているところであります。

オープンしてまだ間がありませんので今後の計画でも結構ですが、観光施設等の連携について教えてください。また合わせて、ほかの宿泊施設、あしずり温泉協議会や旅館組合等とは今後どのように連携していく計画なのでしょうか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長(永野裕夫君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

株式会社Dot Homesが指定管理者への応募の際の事業計画にも盛り込まれておりましたが、土佐清水市の観光産業また地域との連携を深めていきたいという思いが強くなります。リニューアルオープン後しばらくは慌ただしかったようですが、現在は職員も一定慣れ落ち着いてきたようですし、現在はあしずり温泉協議会にも加盟し、月次定例会にも参加されてお

ます。今議会の補正予算で上程しておりますが、足摺半島をEーバイクで巡ってもらって、滞在時間の延長とかアフターコロナ期におけるインバウンド対策に向けた新たな取組としてアシズリテルメも一体となって温泉協議会での取組に参加してくれております。

また旅館組合にも加盟されましたので、市内宿泊施設と情報共有を行いつつ、併せて観光関連事業者や地域の方々と連携し、土佐清水市全体の観光産業を盛り上げてもらうよう、これから具体的に市としてもできる限り協力していきたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

地域と連携ができていると本当に安心いたしました。ワクチン効果によるものなのか、日本においても新規感染者数が減少し、現在は緊急事態宣言対象地域等もなく徐々に以前の状況に戻りつつあるのではないかと実感しているところでございます。新たな生活様式を継続しながら、この状況が続くことを願うばかりでございます。

ここ最近、市内においても大型観光バスを見かけるようになりましたし、週末には足摺岬駐車場やSATOUMI駐車場ではかなり多くの車がある光景を目の当たりにします。飛び石連休でありましたが、11月の連休にも私ごとではありますが足摺岬のほうへ行くついでありまして、宿泊者もかなり多かったように関係者からもお聞きをいたしました。観光入込客数の増加は市内経済効果に直結するものでありますし、コロナ禍によって特に観光業界にとっては大変厳しい経営状況だと思います。このまま順調に回復することを期待するところでございます。

そのような中でのアシズリテルメのオープンは絶好のタイミングではないかと思いますが、オープン後の利用、予約状況はどのような状況なのか、観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

11月の予約状況は各メディアに取り上げていただいた影響で、四国内では珍しいドーム型テントのグランピングが約7割の稼働率となっておりますが、宿泊棟の方は約半数程度の状況でありました。12月はクリスマスや年末年始の需要が高く、11月の予約数を超えているとのことであります。

先ほど職員体制の御質問の際でも申しましたように、従業員数の状況から、セーブして予約受付をしていたこともありますし、11月はリニューアルオープンということで多くの招待客をお招きしたり、アシズリテルメを体験してもらいSNSで情報発信してもらうため、複数の

インフルエンサーの招待も実施しておりました。また施設内の改修完了からリニューアルオープンまでの期間が短かったことから、サイトで受付するためのホテル内の写真が準備できなかったことや、旅館業法の許可が出るまで大手旅行会社での受付ができなかったことなども11月における宿泊棟の稼働率が低かった要因としてあるかと思っております。現在は高知県が実施しています高知観光トク割キャンペーンや幡多広域観光協議会で実施しているはた旅クーポン、土佐清水市ジョン万トラベルキャンペーンなどにも積極的に参加しておりますし、今後国が実施予定でありますGoToトラベルキャンペーンなども効果的に活用し、集客に努めていくとのことであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

グランピング等は結構人気があったようですし、また11月はオープンしたばかりということですので、またSNSとか宣伝を期待するところでございます。

質問の冒頭でも申し上げましたが、前指定管理者の撤退後、株式会社Dot Homesによる運営が決まるまで、そしてオープンに向けての改修に伴う事務作業など大変苦勞されたことと思います。その上で、今後の新指定管理者の経営に対して、どのような方向に向けた発展を期待されていますか、また土佐清水市全体の活性化のために行政としてアシズリテルメとどのように連携していくつもりなのですか、合わせて観光商工課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

コロナ禍においてアウトドアに注目が集まる中、手軽に快適にアウトドアを体感できるグランピングはまさに全国的に人気が高まっておりますので大変期待しております。併せて、オペレーター事業で活用しているビッグデータ解析による、客観的な集客のためのプランニング、ターゲットとしている若年層の友人同士やカップルに向けたSNSを使った集客戦略等、本市にはなかった新たな手法による新たな客層へのアプローチも期待しているところです。また、四国最南端というブランドを生かし足摺岬の拠点施設としてPRしていただき、観光事業者や地域の方々と連携し、土佐清水市全体の観光産業を盛り上げてもらうため、ターゲットとしている若年層向けの体験観光メニューとセットにした宿泊プランの造成、地域食材のPRなども行ってもらうため、市としてもそれぞれを具体的につなぐ仲介役として協力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 課長どうもありがとうございました。

課長御指摘のように、グランピングはほんまに全国的に人気が高まってはおりますし、期待するところでありまして、またSNSを使った集客戦略もぜひともお願いしたいと思っております。また、足摺岬をPRして観光産業を盛り上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、コミュニティ・スクールについてお伺いいたします。

コミュニティ・スクールとは、学校や保護者、地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、ともに協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める法律に基づいた仕組みです。地域と一体となって特色のある学校づくりを進めていくことができます。

私は、この取組は子供教育の観点だけではなく、地域創生の観点から考えても学校という場を核に、子供と大人、そして地域をつなげていくすばらしい取組だと思っております。希薄化していく社会の中で、地域への愛着や誇りを育みながら、地域の中で多世代が交流することにより今以上につながりも深められます。地域の特色を日常の中で継承することで、持続化する地域をつくるとともに、地域のつながりを深めることにより子供を安心して育てやすい環境づくりにもなります。

私も下川口小学校の開かれた学校づくり、ふれあい委員会とありますが、その委員長を務めており、地域住民として関わりを持たせていただいておりますが、コミュニティ・スクールはこの取組をベースとして一歩進んだ仕組みになるとお聞きしており期待するところでもあります。

さて、本市においても、令和4年度コミュニティ・スクールの導入に向けて準備を進めているようですが、コミュニティ・スクールの概要と目的について生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの概要とその目的についてお答えをいたします。

コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校のことで、学校運営協議会とは、法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校運営に必要な支

援について協議する合議制の機関のことで、保護者や地域の皆さんが学校の様々な課題を共有し、それぞれの立場で主体的に子供たちの成長を支え、地域の力を学校運営に生かす仕組みです。

主な権限として、校長の作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校に関する意見を教育委員会や校長に述べることができる、教職員の任用に関して意見を述べるができる、この3つの権限が与えられます。

学校はこれまで、保護者や地域の方々の様々な意見をお聞きし、信頼される地域に開かれた学校づくりを進めていくことが求められていました。本市の学校は、学校評議員制度（開かれた学校づくり推進委員会）等を通じ、保護者や地域、関係機関の関係者の皆さんから学校に対する点検・評価や学校長の求めに応じて御意見をいただく取組を行ってまいりました。

現在、学校だけでは解決できない課題が増えてきており、急速な少子高齢化、人口減少、ICT化など、変化が激しく予測困難な時代を迎え、子供たちの健やかな成長のためには、学校だけでなく地域や家庭が一緒になって課題を解決していく仕組みが必要となってきています。このような課題を解決していく有効なツールであるのが学校運営協議会です。学校運営協議会は、これまでの取組を一步進めるものとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたもので、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることで、地域全体の活性化も期待されます。学校や子供が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、質の高い学校教育の充実と生涯学習社会の実現を図ることを目的としています。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 学校だけでは本当に解決できない問題が増えてきていると思っておりますし、また学校、地域、家庭が一緒になって解決していく仕組みが必要だと感じるところでございます。

次に、県下の導入状況について生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールの県下の導入状況ですが、本年10月に県が取りまとめた状況調査では、県下34市町村中、1校も導入されていない市町村が7市町村で、県下の設置校導入率は37.9%となっています。県が定める第3期教育基本計画において令和5年度までに実施率100%と目標を掲げ推進されており、未導入の7市町村や全校に導入されていない市町村

についても、現在導入に向け取組が進められています。幡多地域では、本市と大月町が1校も導入されておりませんが、大月町についても、来年度導入に向け取り組まれているとお聞きしており、令和4年度には幡多全市町村に導入される見込みであります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

県下で7市町村が未導入で、幡多地域では本市と大月町が未導入であるということですが、導入に向けてどのような取組を進めていくのか、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

昨年度からコミュニティ・スクール導入に向け取り組んでおり、昨年度は全学校長に導入の意向や導入時期などのヒアリングを実施した上で方針と導入計画を作成いたしました。また、地域学校協働本部会議で学校長と委員への勉強会や各校の開かれた学校づくり推進委員会へ出席し、制度の必要性や理解を深めていただくための説明会を実施いたしました。

今年度については、開かれた学校づくり推進委員会での説明会を継続しながら、10月に各学校から推薦いただいた委員で組織する準備委員会を立ち上げ、11月に第1回目の準備委員会を開催いたしました。

今後においては、先進地の学校長等を招聘し、実践事例等、先進的な取組についてお話をお聞きする場を設けたり、市民の皆さんにも制度を知っていただくため、広報誌や市のホームページなどにより情報提供していきたいと考えており、令和4年度には円滑に導入できるよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

市民の皆さんに周知徹底して、広報誌や市のホームページで情報提供をしていき、令和4年度に導入準備を進めていくということですが、学校運営協議会の委員や組織はどのように決めていくのか、生涯学習課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 田村五鈴君自席）

○生涯学習課長（田村五鈴君） お答えいたします。

学校運営協議会の委員や組織については、教育委員会が定める学校運営協議会規則に基づき編成されます。まず委員については、定数と任期、対象者を定めており、本市の場合は、定数は学校長と協議の上、各学校の協議会ごとに教育委員会が別に定めることとしており、任期は1年です。対象者は、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、学校長、教職員、そのほか教育委員会が必要と認めた者と定めております。この対象者の中から学校長に推薦いただき、教育委員会が任命いたします。

組織の条件は、教育委員会が任命した委員により構成することとしておりますが、既存の開かれた学校づくり推進委員会の仕組みをベースとして学校運営協議会の組織を構成するなど、各学校の実情に応じて特色ある取組を進めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今ある学校づくり推進委員会をベースに特色ある取組を進めていくということで、いい組織構成になるようお願いいたします。生涯学習課長ありがとうございました。

最後に、教育長にお伺いいたします。コミュニティ・スクールを導入することによって期待される効果と教育委員会の関わり、担うべき役割をどのように捉えているのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 教育長。

（教育長 岡崎哲也君自席）

○教育長（岡崎哲也君） お答えをいたします。

コミュニティ・スクールを導入することで、学校を核としたコミュニティーづくりに有効であると考えています。議員もおっしゃられましたけど、学校、保護者、地域の皆さんの思いや考えが教育の場に集まり、地域に根差した特色ある学校づくりが進むことで、安心して子育てや子供たちの見守り、成長への支援ができるようになることが大切であると考えています。そういう意識や取組が市内全域に広がって、地域の人材を育て、文化を守り、地域づくりにつなげていくことができるというふうに考えておりますし、期待される効果だというふうに考えています。

文部科学省のコミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議（第7回）が11月22日に開催され、会議資料に、コミュニティ・スクール導入後の成果認識について載せてありました。学校と地域が情報共有するようになった89%、学校が地域に協力的になった

81.8%、特色ある学校づくりが進んだ81.2%、子供の安心・安全な環境が確保された77%というふうに高い肯定的な回答となっているようでした。地域の教育力が上がった、地域が活性化したという項目も半数以上が肯定的な回答となっています。このように、導入することで期待される成果については、全国の調査と変わらない程度期待できるものであると考えています。

教育委員会としての関わりと担う役割については、学校運営協議会に関わる校長の理解を進めること、委員として適切な人材を確保すること、地域学校協働活動推進員のようなコーディネーターの配置や地域学校協働本部との一体的な推進を図ることが重要であると捉えています。特にコミュニティ・スクール担当コーディネーターの配置による伴走支援が学校運営協議会の成果にも影響してくるというデータもありますので、適切なコーディネーターの配置も考えていきたいと考えています。

小・中・高で一貫したつながりのある教育活動として、総合的な学習の時間・探求の時間に地域学習、ジオ学習、防災学習にも力を入れたいと考えていますので、コーディネーターの配置については、その取組へ向けた役割も果たせ、教育の魅力化、清水の未来を創ることも可能だと考えております。多くの皆さんに教育に関心を持っていただくことができる、そのように期待できる効果も大きくなっていくのではないかと考えています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番、細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 教育長どうもありがとうございました。

学校と地域の連携・協働に向けて大変有意義な取組であると思いますので、来年度導入に向けてぜひとも取組を進めていただきたいと思います。

これで、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月15日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございました。

午後 0時12分 延 会